

対象となる住宅改修の種類及び内容

住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類及び内容は次のとおりです。

種類	内容
① 手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置するもの。 固定設置されていない据え置きや挟み込みによる簡易設置式の手すり、脱着式手すり、転落防止のための手すりは除く。
② 段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するため、スロープの設置、床のかさ上げ、浴槽をまたぎやすい物へと交換、敷居を低く（もしくは撤去）する等の改修。 ただし、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除く。
③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの改修。転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更する工事は除く。
④ 引き戸などへの扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の変更・設置等の改修。 <u>心身の状態により、ドアの開閉やドアノブを握る等の動作が困難と認められる場合に限る。</u>
⑤ 洋式便器などへの便器の取替え	和式便器から洋式便器への取替えや、洋式便器の向きを変える工事、洋式便器の嵩上げ工事など便座からの立ち上がりの負担軽減や、移乗動作の補助が目的の改修。 和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。
その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	・ 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強 ・ 段差の解消 浴室床のかさ上げに伴う給排水設備工事、スロープ設置に伴う転落・脱輪防止を目的とする柵や立ちあがりの設置 ・ 床又は通路面の材料の変更 床材変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の材料変更のための路盤整備 ・ 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ・ 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く） 便器の取替えに伴う床材の変更